

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 33 年 3 月 31 日 までの 5 年間

2. 内容

目標：労働者に占める女性労働者の割合を 15%以上にする。

<対策>

- ・ H28 年 4 月～
採用活動において、女性の応募者を増やすため、女性が活躍できる職場であることを求職者に向け積極的に広報する。

以上

【女性活躍に関する状況】(H30.4 現在)

- ・ 従業員 318 名 (男性：283 名 女性：35 名)
- ・ 平均勤続年数 男性：10.2 年 女性：8.4 年